

# ○千葉県警察指定捜査員運用要綱の制定に ついて (平成4年8月5日 例規(刑)第33号警察本部長)

(沿革) 平成5年3月例規(警)第3号、6年3月第4号、7年3月第13号、10年3月第11号、17年6月例規(鑑)第31号改正

各部長・参事官・所属長

みだしの要綱を別記のとおり制定し、平成4年9月1日から施行することとしたので、下記事項に留意の上、実効のあがるようにされたい。

なお、千葉県警察指定捜査員運用要綱の制定について(昭和52年例規(刑)第5号)は、廃止する。

## 記

### 1 制定の趣旨

最近の厳しい犯罪情勢に適切に対応するため、職員の中から捜査に役立つ特殊な技術、技能又は知識等を有する者をあらかじめ指定捜査員として指定し、事件の規模、態様等に応じ当該指定した者を適宜応援派遣対象署に応援派遣(以下「派遣」という。)することにより、的確かつ効果的な捜査活動を推進しようとするものである。

### 2 要綱の解釈

- (1) 要綱本文中の第3「長期にわたらない」の長期とは、おおむね3週間を超えない期間をいう。
- (2) 要綱本文中の第5の1の(1)のイの「捜査実務の経験が豊富である者」とは、署の捜査員のうち比較的捜査実務経験がある者をいう。
- (3) 要綱本文中の第6の1の「継続することが適当でない」と認めるときには、異動(分掌異動を除く。)又は退職した場合を除く。

### 3 運用上の留意事項

#### (1) 指定捜査員の上申

要綱本文中の第5の1の指定捜査員の上申に当たっては、次の事項に留意するものとする。

#### ア 一般指定捜査員

署における捜査体制の均衡を考慮し、適格性があると認められる者を上申すること。

#### イ 特別指定捜査員

特殊な技術、技能又は知識を考慮し、真に適格性を有すると認められる者を上申すること。

#### (2) 指定捜査員への措置

指定捜査員を派遣する所属の長は、指定捜査員が招集された場合、指定捜査員が派遣先での捜査活動に専念できるように配慮すること。

### 別記

#### 千葉県警察指定捜査員運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、重要事件等捜査本部開設対象事件等が発生した場合において、捜査活動の徹底を図るため、当該事件の発生地及び重要な関連場所を管轄する署（以下「派遣対象署」という。）に派遣する指定捜査員の運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 重要事件等捜査本部開設対象事件等 犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号）第48条及び第64条に規定する事件をいう。
- (2) 指定捜査員 一般指定捜査員及び特別指定捜査員をいう。
- (3) 一般指定捜査員 重要事件等捜査本部開設対象事件等が発生した場合において、派遣対象署に派遣され、当該捜査に従事する署の警察官（派遣対象署の警察官を除く。）をいう。
- (4) 特別指定捜査員 重要事件等捜査本部開設対象事件等が発生した場合において、派遣対象署に派遣され、特殊な技術、技能又は知識を活用して当該捜査に従事する所属の職員（派遣対象署の職員を除く。）をいう。

#### 第3 指定捜査員の運用の基本

指定捜査員の運用は、捜査活動の万全を期するため、真にやむを得ない場合に限り、招集は長期にわたらないこと。

#### 第4 指定捜査員の基準等

- 1 一般指定捜査員の署別人員の基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 特別指定捜査員は、別表第2に掲げる特殊な技術、技能又は知識を有する者の中から、必要に応じ指定するものとする。

## 第5 指定捜査員の上申及び指定

- 1 指定捜査員の上申は、次のとおりとする。

### (1) 一般指定捜査員

署長は、次の各号に該当する刑事部門の警察官の中から適任者を選考し、一般（特別）指定捜査員上申（解除上申）書（別記様式第1号）により、刑事部長を経由して本部長に上申するものとする。

- ア 警部補以下の階級にある者
- イ 捜査実務の経験が豊富である者
- ウ 身体強健であり、かつ、勤務意欲が旺盛な者

### (2) 特別指定捜査員

ア 所属長（刑事部刑事総務課長を除く。）は、所属の職員の中から特別指定捜査員候補者として適格性を有する者を刑事部刑事総務課長に推薦するものとする。

イ 刑事部刑事総務課長は、特別指定捜査員候補者の中から適任者を選考し、当該適任者の所属の長と協議の上、一般（特別）指定捜査員上申（解除上申）書により、刑事部長を経由して本部長に上申するものとする。

- 2 本部長は、上申に基づき、指定捜査員の指定を行うものとする。
- 3 一般指定捜査員は、特別指定捜査員を兼ねることができるものとする。

## 第6 指定捜査員の指定の解除

- 1 所属長は、指定捜査員の指定を継続することが適当でないと認めるときは、一般（特別）指定捜査員上申（解除上申）書により、速やかに刑事部長を経由して本部長に指定解除の上申を行うものとする。
- 2 本部長は、上申に基づき、指定捜査員の指定解除を行うものとする。

## 第7 指定捜査員の招集

- 1 指定捜査員の招集は、早期に多数の捜査員を招集運用し、迅速、的確な捜査活動を推進する必要があると認められる場合に行うものとする。
- 2 刑事部長又は派遣対象署の署長（以下「刑事部長等」という。）は、指定捜査員の招集を必要とするときは、事件名、事件の概要、派遣を必要とする指定捜査員の種別及び人員を明らかにして、本部長にその招集を要請するものとする。

- 3 本部長は、刑事部長等の要請に基づき、指定捜査員を招集するものとする。

#### 第8 指定捜査員の運用

- 1 招集により派遣された指定捜査員は、刑事部長又は招集により派遣を受けた警察署の長（以下「派遣先署長」という。）の指揮監督を受けるものとする。
- 2 刑事部長又は派遣先署長は、招集された指定捜査員を指揮監督し、適切かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 刑事部刑事総務課長は、指定捜査員の招集に関し必要な事項について、その都度関係所属長と協議するものとする。

#### 第9 指定捜査員の招集の解除

本部長は、捜査の推移又は刑事部長等からの要請により指定捜査員の招集を解除することが相当であると認めるときは、指定捜査員の招集を解除するものとする。

#### 第10 事務担当者等

- 1 この要綱に関する事務は、刑事部刑事総務課長が行うものとする。
- 2 刑事部刑事総務課長は、一般指定捜査員名簿（様式第2号）及び特別指定捜査員名簿（様式第3号）を作成、整理し、刑事部刑事総務課に備え付けておくものとする。
- 3 刑事部刑事総務課長は、指定捜査員に対し、随時必要な教養訓練を行うものとする。

#### 第11 似顔絵に関する特別指定捜査員の特例

似顔絵に関する特別指定捜査員（以下「似顔絵捜査員」という。）については、この要綱の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 似顔絵捜査員は、第2(1)に規定する事件のほか、被害者等が犯人の人相・特徴等を記憶している場合で、似顔絵を作成することが捜査上有効であると認める事件について、運用するものとする。
- (2) 似顔絵捜査員に関する指定及び招集並びに解除の事務については、刑事部鑑識課長が行うものとする。

以下別表等省略